

花巻市市民参画・協働推進委員会（第5回）会議録

日時 平成29年9月25日（月）午前10時15分～午前12時10分

場所 花巻市役所本庁舎本館3階 委員会室

出席者

委員出席者 12名 佐藤良介（委員長・花巻商工会議所副会頭）、土田和長（副委員長・富士大学経済学部教授）、高橋照幸（花巻市社会福祉協議会常務理事）、柳田秀雄（花巻市校長会）、小松原範子（花巻市老人クラブ連合会女性委員長）、千葉恵子（花巻市地域婦人団体協議会副会長）、葛巻徹（花巻市民活動ネットワーク協議会事務局長）、箱崎陽介（花巻青年会議所理事長）、川村美代子（亀ヶ森地区コミュニティ会議）、伊藤成子（八幡まちづくり協議会）、竹村洋子（成島地区コミュニティ会議）、板垣武美（公募委員）

委員欠席者 1名 佐藤道輝（花巻農業協同組合企画管理部企画広報課長）

市側出席者 5名 市村律（地域振興部長）、佐藤多恵子（地域づくり課長）、佐々木彰子（地域づくり課長補佐）、上山亜貴（地域づくり課市民協働係長）藤原隆志（地域づくり課上席主任）

説明員 2名 藤原睦（石鳥谷総合支所地域振興課長）、菊池剛史（石鳥谷総合支所地域振興課産業係上席主任）

傍聴者 1名

- 次第
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 市民参画計画書の変更について（報告）
・南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針（平成29年8月21日事前評価）
 - 4 審議
「市政への市民参画ガイドライン」見直しについて
 - 5 閉会

1 開会（開会 午前10時15分）

事務局（上山係長） 開会に先立ち、委員会成立の御報告をいたします。本日は花巻市市民参画・協働推進委員会委員13名のうち12名の御出席をいただいております。花巻市市民参画・協働推進委員会規則第5条の規定により、半数以上の委員の出席がありますので委員会は成立いたしておりますことを御報告いたします。また、本委員会は花巻市審議会等の会議の公開に関する指針により、公開する会議となります。本日は会議の傍聴を希望される方がありますのでこれを認めること、また会議資料及び議事録を市ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

それでは、ただ今より第5回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。初めに、佐藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ
佐藤委員長 おはようございます。まずもって10分程遅れましたこと誠に申し訳ありませんでした。今日は第5回の花巻市市民参画・協働推進委員会ということですが、一つは市民参画計画書の変更について、南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針に係る報告をいただくことになっております。その後、前回からお話しておりますとおり、現在の市政への市民参画ガイドラインの見直しということで、委員の方々にも事前に資料を配付しておりますので、それについて御意見をいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。私どもの委員会は申し上げるまでもなく市民の声を市政

に反映させるということで、いかに市民参画の推進が必要か問われているわけですが、それを担う重要な委員会でございますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

事務局（上山係長） ありがとうございました。委員会規則第4条第2項により、議長は委員長となります。よろしく願いいたします。

3 報告
佐藤委員長 それでは、初めに市民参画計画書の変更について、8月21日に事前評価をしました南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針につきまして、担当課から御報告をお願いいたします。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） （資料に基づき説明）

佐藤委員長 ただ今、市民参画計画書の変更ということで御説明いただきましたが、皆さんから御質問があればお願いいたします。

板垣委員 方法③の石鳥谷地域協議会への意見聴取ですが、当初年内10月の予定でしたが平成30年2月にスケジュールがずれました。理由があつてのことと理解しましたが説明を聞きながら気になったのは、方法②に市民懇話会が4回予定されていて半月位スケジュールが押す形で実施されますが、方法③の石鳥谷地域協議会への意見聴取の際に、方法②の市民懇話会について中間報告のようなものを石鳥谷地域協議会で行ったうえで、平成30年2月に意見聴取を行うといった工夫を考えていますか。市民懇話会と石鳥谷地域協議会は全く接点がないという考え方ですか。

石鳥谷総合支所地域振興課（藤原課長） 貴重な御意見をいただきました。現段階では市民懇話会の中間報告を石鳥谷地域協議会で行うということは考えておりませんでした。

板垣委員 これから行うことですが、石鳥谷地域協議会の諮問や意見聴取は毎年年度の終わり頃に会議が開かれているので、もう少し余裕のあるスケジュールで開催してくれば良いと思っています。平成30年2月に石鳥谷地域協議会への意見聴取を行う前にどの辺まで話が進んでいるのかという情報を事前にいただければ、石鳥谷地域協議会での審議も良くなるのではと思って申し上げました。

石鳥谷総合支所地域振興課（藤原課長） ありがとうございます。貴重な御意見として受け止めたいと思います。

佐藤委員長 市民参画計画書の全体スケジュールでも示されているとおり、12月に方針案の取りまとめをして、それについて石鳥谷地域協議会から御意見を伺うという形のスケジュールですね。このスケジュールに沿って実施していくということのようですが、よろしいですか。

佐藤委員長

それでは、1つ目は市政への市民参画ガイドラインに係る意見ということで出されておりますし、2つ目はパブリックコメントに係る意見ということで出されておりましたので、分けて御意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。市政への市民参画ガイドラインに係る意見は6項目についてまとめられております。

佐藤委員長

初めに、No. 1の市民参画の実施方法ということですが、これについてはいかがでしょうか。

板垣委員

これは私が提出した意見ですので、説明したいと思ひます。現行のガイドラインには市民参画の対象とする場合、アンケート、パブリックコメント、説明会、ワークショップ等を含めた中から、2以上の方法から選択して行うものとする規定されています。これはまちづくり基本条例第13条にも規定されていますが、10年位前にまちづくり基本条例が制定されたと記憶しておりますが、条例のたたき台を検討する市民会議がありまして私はその中に入っておりましたので、当時の記憶を思い出しておりますが、この2以上という根拠、なぜ1では駄目なのかという根拠を考えると、根拠がなかったような気がします。最近、私が感じるのはこの2以上ということに市当局はかなり負担に感じているような気がしてならないということです。市民参画の対象外・除外とされている中には、私の目からみれば、市民参画手続きをすればいいのと思うものがかかなり含まれています。直近でいえば、農業委員の定数に関する条例の一部改正や公契約条例等で、パブリックコメントだけでもやっただいいのと思ひます。そういうことから、必ず2以上にこだわらなくても1つの方法だけでも市民参画が出来るように、条文の規定を少し考え直してはどうかという意味で出した意見です。ちなみに花巻市では市民参画対象外となった農業委員会の国の法律改正に伴う市条例一部改正の内容について、紫波町ではパブリックコメントだけは実施しています。必ずしも2以上にこだわらなければ、気軽に市民参画手続きに踏み切るのではないかとことを考えて出した意見です。ガイドラインだけでなく、まちづくり基本条例の条文にも規定がありますので、今申し上げたことを見直すとなれば条例改正をしなければならぬので、それはある意味、重くなるかと思ひます。運用で上手くやればいいのですが。

佐藤委員長

こちらについては、後ほどまた御審議いただくこととします。それでは次に、No. 2、ガイドラインに列挙する市民参画の方法についてです。

板垣委員

ガイドラインの6ページの市民参画の方法に(5)審議会その他の附属機関における委員の公募とありまして、条文の中に括弧書きで「(応募者がいない場合も含みます。)」とあります。(6)では(5)で公募枠を設けていない場合、要綱等により設置された私的諮問機関、計画策定のために設置した組織等と書かれていますが、なぜ公募枠の有り無しでわざわざこのようなことを書かなくてはならないのかと思ひました。審議会や関係団体等からの意見を聴くことが大切であって公募枠の有り無しにこだわらなくてもいいのではないかと思ひました。この部分に少し理解できない部分があります。

佐藤委員長

これは、No. 3、4とも関連がありますね。(5)審議会その他の附属機関における委員の公募についてですが、これは「法律又は条例によって設置され、市の執行機関の諮問等に基づき、知識や経験を生かして調査や審議を行う、審議会その他の附属機関の委員を公募し、審議する方法をいいます」

という記載になっています。今、板垣委員からここは公募にこだわらなくてもいいのではないかというお話がありました。

板垣委員

(5)で規定している内容は、まず各種審議会に公募枠を設けなさいという意味ですよね。(6)は要綱等により設置された私的諮問機関から意見聴取をする場合に(5)の委員の公募と区別をして(6)のア、関係団体等からの意見聴取を規定しているわけですが、(5)の委員の公募というのは公募枠を設けて審議する方法です。2年に1回、3年に1回に行う委員委嘱時点での話で、その都度、委員を公募しているわけではありません。審議会であろうが、私的諮問機関とされる関係団体等からの意見聴取であろうが、公募枠の有無によって、区別する必要はないと思います。

佐藤委員長

(5)審議会その他の附属機関における委員の公募は、法律又は条例によって設置される審議会や委員会ですね。それらについては公募枠設置と決められているものです。そのようなことではないですか。

板垣委員

私の記憶では、条例で設置されている審議会全てに公募枠設置の義務付けはしていないと思います。

佐藤委員長

確かにそうですね。それに代わるものとして(6)のアで関係団体等からの意見聴取とありますので、(5)と(6)では性格が違うものではないかと思います。

板垣委員

条文を読むと混乱してしまうので、もう少しこの辺をすっきりするように条文を見直してはどうかと思います。

土田委員

板垣委員、整理をしていただいてありがとうございます。大分、すっきりいたしました。さらに文面をすっきり出来ればいいと私も思いますが、議論の流れでは、市当局の負担軽減のために市民参画の方法が2以上は過重だから、1つにして柔軟化すれば市民参画として扱う案件が増えるということです。しかし、そうすると1つでもいいとした場合、その一つが審議会になったとすれば、そこに公募委員が入らなければ一般市民の意見は入らないことになり、関係団体等からの意見聴取で済んでしまうことになります。また、それも2年間休眠状態だったのがいきなり3月に開催されているという例も聞いたことがあります。そういったことも合法化されてきます。確かに柔軟にはなりますが、誰にとつての柔軟かということ、この委員会は市民参画という名称を冠した委員会である以上、一番優先すべき価値というのは市民の意見を出来るだけ広く聴取するというに置かれるべきだと思います。市当局の負担過重については御同情申し上げるところですが、一番の価値を犠牲にしてまで市民参画の方法を1つにして柔軟にするというのはどうなのかという疑問を感じます。この後、皆さんの意見を伺って再考させていただきますが、今の段階では私はそういう考えであります。

板垣委員

土田先生の話をお聞きして、確かにそういうこともあり得ると思えました。私の問題意識の出発点は、市民参画を必要とする重要な計画や条例であると思っているものが、市民参画の対象外や除外になっているということです。2以上の市民参画手続きに踏み切らなければならないということが、ハードルとなっているのかと思って申し上げましたが、確かに土田先生の言うとおりのやり方によっては市民参画に後ろ向きになりかねない部分もあると思えました。ここで強調する必要はないかもしれませんが、ガイドラインの4ページ目にア～オと除外規定がありますが、除外

できるという規定ですので無理矢理除外しなくてもいいのです。仮に軽微なものであっても、必ず除外しなければならないという規定ではないので、ここを市当局の皆さんが柔軟に運用してもらえれば、私の懸念は払拭されることになるだろうと思います。

佐藤委員長

では、No.1の市民参画の実施方法は、現行どおり2以上ということによろしいでしょうか。

高橋委員

私も基本は2以上で良いと思います。ただし、先ほどから板垣委員から話をいただいているとおり、1つで十分だという場合は、1つにすることができるよう決め方はできないのでしょうか。基本は2以上だが、一つにすることができるという規定にすることは出来ないでしょうか。ただ、その場合はその1つでも十分市民の方々の意見を集約できるという根拠を明確にする必要があると思います。

佐藤委員長

現在のガイドラインどおり2以上の方法によって市民参画を実施するということがよろしいけれども、1つでもやむを得ない場合が出てくるのではないかということで、その辺について何らかの規定ができないのかということですね。

今、意見全体を整理していますので、その辺は改めて皆さんの御意見をお伺いすることにいたしまして、No.2、3、4について、これらは(5)(6)の区分についてですが(5)は審議会その他の附属機関における委員の公募ということですが、これは法律又は条例によって設置されている審議会、附属機関ということで必要だろうとは思いますが、(6)の上記のほか適切と判断される方法のア、関係団体等からの意見聴取についても必要だと思いますので、(5)(6)に区分することは現行どおりでよろしいかと思いますが、これについてはいかがですか。

高橋委員

確認ですが、(5)で「(応募者がいない場合も含みます。)」とありますが、これは、審議会や附属機関で公募委員の応募をした結果、応募者がなくて公募委員がいなかった場合でも、市民の意見を反映した機関と位置付けるという意味でしょうか。

事務局(佐々木補佐)

こちらにつきましては、高橋委員がおっしゃったように公募したけれども応募者がいなかった場合も含みます。「(応募者がいない場合も含みます。)」と付け加えた理由ですが、例えば公共交通について計画策定をするにあたり、審議会に意見を聴きたいという時に、公共交通に関わる審議会があってその審議会に委員を公募するというのであれば、担当部署が一致しておりますのでやり取り出来るのですが、例えば地域協議会の場合は、担当部署が各総合支所の地域振興課になります。こういった場合はその地域協議会に公募委員を入れるか入れないかということや、公募委員を募集したけれども応募がなくて再度公募することについても、その地域協議会を所管する課で決めるものですので、その部分は公共交通の担当課で決められないことがあります。担当課と審議会を所管する課の思いが一致しない場合も考えられるので、公募委員がいなくてもやむを得ないということで「(応募者がいない場合も含みます。)」と付け加えました。それから、もう一点は、市民参画の計画書は事前提出するので、提出時点は公募委員がいるので市民参画の方法(5)として実施するというにしても、何らかの事情で、その後に任期の区切りがあり公募枠が埋まらず途中から公募委員がいなくなるという状況も考えられます。そのため、(5)に該当したりしなかったりすることを防ぐために「(応募者がいない場合も含みます。)」と追加させていただいたものです。

- 高橋委員 分かりました。
- 土田委員 そうしますと、高橋委員が御質問の、応募者がいない場合も審議会は成立するののかということに対しては、成立するということですね。
- 事務局（佐々木補佐） はい。
- 土田委員 そうしますと、応募者がいない場合は（５）の最後の方にありますように「公募した委員が加わることにより、市民感覚の意見も出され、より一層の活性化が期待されます。」とならないということになるわけですね。市民参画の実施方法を１つだけとした場合、その１つの方法が、この「期待されない」審議会であってもそれで市民参画はパスしたということになるわけですね。そのことを確認したいです。
- 佐藤委員長 今の御意見は、公募委員のいない審議会、委員会についても市民参画の方法の一つとしていいのかということですね。
- 高橋委員 話が戻って申し訳ありませんが、やむを得ず１つの市民参画の方法を実施とした場合、その１つの方法が公募委員のいない審議会等であっても、それで市民参画が成立してしまえば、それが果たして良いのかと思います。その辺について、どのように表現したらよいかと思います。
- 板垣委員 公募枠が埋まらない審議会でも、その構成を見れば、例えば女性団体の代表の方、青年会議所の代表の方等が入っている場合もあると思います。その場合、一定の市民の意見を代表しているということですので、必ずしも公募委員がいないから市民参画がなされていないということにはならないと思いますが、それは内容を見なければいけない話です。例えば、先ほど公共交通の話が出ていましたが、意見聴取をする審議会の構成がバス、タクシー事業所の方ばかりであれば、これは一般市民の意見が通らないので、それぞれの審議会の内容を見ていかないといけないと思ってお伺いしました。
- 高橋委員 今、板垣委員がお話したような内容が、ガイドラインの中にあればいいと思います。公募委員がなくても、市民の皆様方の意見を十分聴く機会が審議会の中であれば、市民の意見を聴いたという形に出来るという規定がガイドラインにあればいいと思います。
- 佐藤委員長 公募枠がない場合として（６）ア、関係団体等からの意見聴取ということで、要綱等により設置された私的諮問機関、計画策定のために設置した組織等がありますから、（５）と（６）は関連性がありますね。
- 板垣委員 （５）で公募枠がない場合は必ず（６）のアをしなければならないという意味なのでしょうか。（５）審議会等で公募枠を設けていない場合、それに代わるものとして（ア）を準用するという意味ですか。
- 市村地域振興部長 お話をお聞きしてしまして、色々考えるところがあります。（５）は私が思うところ、出来るだけ公募枠を設けることで、その効果としてガイドラインの２段落目にあ

るように市民感覚の意見も出され、より一層の活性化が期待されるから公募を設けるように規定していると思います。その場合でも、様々な状況が考えられますが、市民参画の計画時点で、例えばある審議会にかけるとを予定していて、その審議会で公募委員を募集予定としている場合、予定どおり公募委員の応募があり委嘱があり会議にも出席してその委員が発言されれば、ガイドラインにあるとおり期待される効果が発揮されたことになるとと思いますが、現実には、募集したけれども公募委員の応募がなかったという事例も出てきます。計画時点では公募委員が入る前提で市民参画の1つの方法として位置付けていたが、結果として応募がなかったとすると期待される効果が得られないということになります。また、公募委員の方が何らかの事情で会議当日出席できなくて発言されなかったということになると、それも結果として活性化が期待されなかったということも現実にあるのだと思います。そしてまた、例えば地域協議会に公募委員がいない状態の場合、その方法を選定することが妥当なのかとも思います。例えば(5)のところで原則論では公募枠を設けるとすると、当然公募委員が選定されて会議に出席されるという前提があります。そうではない場合として事後評価の時、結果的に公募委員がいなかったとか、公募委員が出席されなかった会議があります。これは結果的に評価の時には、公募委員がいないことになるので(6)になります。また、先ほど、板垣委員、高橋委員がおっしゃったように各種団体の方も出席しているのだから、公募委員はいなくても団体の方からの意見は聴いたという形で、計画時点では(5)でしたが、結果的には(6)になる場合があるということも想定すると、(5)にあえて「(応募者がいない場合も含みます。)」と書くことがいいのだろうかと思います。その場合は(6)になるというように考えれば、少し整理ができるかと思います。色々なパターンがあるので、計画どおりであればいいのですが、計画どおりいかなければ(5)で計画上予定したが、その後、公募委員のいない会議になったということで(6)で対応したというような考え方もあると、結論付けるわけではないですがそう思った次第でした。

土田委員

応募者がいない場合も審議会は成立すると認定すべきです。そうでなければ、応募者が出ないようにすることによって、拒否権を発動できることになってしまいます。また、公募委員が出席を拒否することによって、事実上の拒否権を持つてしまうことになります。公募委員が出席していない審議会は無効、あるいは価値が低いと評定されれば、公募委員が一種の拒否権を持つてしまいます。そういう解釈は取れないと思います。公募したけれども応募者がいない場合、あるいは公募委員が欠席した場合も審議会は有効とせざるをえないと思います。だからこそ、市民参画の方法を1つに絞って柔軟にするというやり方は取りにくいと思います。そういう場合の備えとして、市民参画の方法を2以上にしておけば、市当局の立場を結果的に補強することになると思います。そういった説得力をキープしておくという点で、結果的に楽になるのではないかと思います。

佐藤委員長

そうしますと、No.2については、現行どおりに(5)(6)に区分するというところで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長

では、No.2については、現行どおりとしたいと思います。

佐藤委員長

No3は、市民参画の方法（5）の中の「(応募者がいない場合も含みます。)」という記載についてです。

柳田委員

「(応募者がいない場合も含みます。)」と括弧書きであります、(5)は題名に「委員の公募」とありますので、1段落目の最後にこの括弧書きの言葉はふさわしくないと思います。2段落目に「一層の活性化」といういいことが書いてありますので、もし書くとしたら3段落目に、先ほど副委員長がおっしゃったこと等を記述するのが市民参画という点から良いと思いました。

佐藤委員長

これについては、また後ほど御意見をお伺いしたいと思います。
それでは、No. 4の市民参画の方法（5）（6）についてです。

板垣委員

私が提出した意見ですが、皆さんの御発言を聞いていて私自身考え方が大分整理されてきたような気がします。先ほど議論になりました（5）の部分です。関係団体等からの意見聴取とは性質が違いますので、審議会等への諮問をあえて別な方法としてガイドラインに列挙すべきではないかと思っていましたが、先ほどから皆さんのお話を聞いているとそうとも言えず、少し整理が必要だと思って混乱しています。混乱の原因は、市民参画の方法は（1）から（6）まで列挙されていますが（5）の審議会その他の附属機関における委員の公募は、ワークショップ、意見交換会など他の方法に比べると、とても違和感がありました。（5）は個別の条例案とか計画案の場合は、使いづらい方法だと思います。先ほど、部長から原則論という話がありましたが、（5）は個別の条例案や計画案についての市民参画の方法というよりも、さらにその上位概念かと思います。審議会等にはできるだけ公募枠を設けなさいという原則論的な内容が、個別の参画方法と一緒に列挙されているので、その部分に強い違和感を持っていたのだと思いました。審議会は別にガイドラインを設けていますので、そのガイドラインに先ほどの議論の内容が反映されていけば問題はないので、あえて市民参画のガイドラインに審議会等への諮問を別な方法として列挙する必要はないと思います。

佐藤委員長

（5）は「委員の公募」となっていますが、案件によっては審議会、委員会に意見聴取が必要な場合も出てくると思いますので、市民参画の方法の1つとしてよろしいのではないかと私は思いますが、これについてもまた後ほどお聞きしたいと思います。

次に、No. 5市民参画の方法（4）ワークショップの実施についてです。

板垣委員

今、市役所等で採用されているワークショップと称する方法は、いわゆるKJ法やブレインストーミングを組み合わせてポストイットを利用する等して、色々な意見をグルーピングする方法をワークショップとおっしゃっているのだらうと思いますが、きちんとした定義のようなものが確立されているわけではありません。この辺はある一定程度、どの部であれ課であれ、ワークショップという手法を用いて市民参画を推進するのであれば、やはり一定程度、均一なものとしておく必要があるのではないかと思った次第です。私のイメージは、先ほど説明があった南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針の市民懇話会で行う予定と伺っているワークショップで、ある程度の専門家の皆さんで一つのテーマを深掘りしていくようなものです。不特定多数から緩く意見を聴くのもワークショップですが、色々な方法がありますので、それらのある程度整理して活用したほうが良いのではないかということでした。これはマニュアル

で対応できるのかもしれませんが。

佐藤委員長 ワークショップの規定というのは、特にないわけですね。

事務局（佐藤課長） 板垣委員がおっしゃったように、ここ2年位で市民参画にワークショップの手法が取り入れられてきているものと思っております。職員もワークショップに関するスキル、知識が高いかというそうではなくて、現在、当課で主催しまして職員向けにもファシリテーション研修会を実施しているところがございます。これについては今後、緩やかなスピードであるとは思いますが、職員もその知識を持ち合わせるようになって、より市民の方が参加しやすい、意見を出しやすいような手法を選択していくものと思っております。板垣委員がおっしゃったKJ法やブレインストーミングの中で付箋を使うというお話を頂戴しましたが、我々が研修を受けている講師からも「市民の方々は普段付箋など使わないから、付箋に何か書けと言われても書けない。」という話をよく指摘されておりますので、我々も勉強しながら、市民参画の方法としてのどの課がワークショップを実施しても、より市民の方が意見を出しやすい手法となるようにしていくということについて、今後ともレベルアップに向けて取り組んで参りたいと考えております。

佐藤委員長 板垣委員の話では、ガイドラインとして定義付けを行わなくてもいいということですね。市としてマニュアル化したほうがいいという話です。これは事務局として検討していただくということで、よろしいでしょうか。

佐藤委員長 葛巻委員は昨日ワークショップに参加されたとのことですが、何か御意見はありますか。

葛巻委員 ワークショップには色々な手法があります。目的、参加者によって全くやり方も違うので、定義付けというのは難しいかと思えます。地域づくり課で職員向けの研修をしているということでしたが、やはり主催する事務局の職員の方がどれだけワークショップを理解しているかというのはとても大きいと思えます。ワークショップは単なる手法であり、それが何かを生み出すというよりも、何かを生み出すためにワークショップを使うということではないかと思えます。もう少し、ワークショップの頻度、優先順位をあげていただいて、職員の方にワークショップとはこのようなものだと業務の中で分かるようにしていただければいいかと思えます。

佐藤委員長 ワークショップについては、特にガイドラインに定義するのではなく、内部でマニュアル化をして精度を高めていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

佐藤委員長 次は、No. 6 市民参画の実施結果の公表方法になりますが、いかがでしょうか。

佐藤委員長 市民参画の実施結果の公表方法について、広報紙、ホームページの他に実際実施されている方法はありますか。

伊藤委員 今まで実施している方法では、保健センターや各地域の振興センター等、人の集まる場所に置いてありますね。例えば、今度行われる南部杜氏伝承館リニューアル整備

基本方針の計画でも、パブリックコメントの際に基本方針案を各施設に置くという内容になっています。

事務局（佐々木補佐） 市民参画のマニュアルの5ページに市民参画の実施の周知という部分がございます。こちらは結果ではなく、実施する際の周知方法ですが、広報、ホームページの他、その他の方法として、報道機関への発表、担当部署及び総合支所や振興センターなど市民が多く利用する施設への資料の備え付け、その他適当と認める方法と列挙させていただいております。結果の公表についても同じことが言えるのではないかとということで、この部分で読み替えていただくか、若しくは結果についても実施の周知の場合と同じく、列挙させていただくかというあたりでお願いしたいと思います。

佐藤委員長 マニュアルに記載されているということですか。

事務局（佐々木補佐） マニュアルには、これから実施する際の周知方法としてだけ書いてあり、実施結果の公表についてはその他の方法を特に列挙はしておりませんが、同じように適用できるのではないかと思います。マニュアルの10ページの下に実施結果の公表についてありますが、ここも実施前の周知方法と同じような運用方法でいけるのではないかとということで、御理解いただければと思います。

佐藤委員長 では、これについてはマニュアルに記載されているので読み替えていただきたいということですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

伊藤委員 今の話題ではないですが、（5）では公募枠を設けることになっていますよね。そうであれば、（6）のAで「（5）で公募枠を設けていない場合」とあるのは、おかしい表現なのではと今気づきました。ここは「公募枠の応募者がいない場合」とした方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

佐藤委員長 それでは、整理させていただきたいのですが、ガイドラインについて6つの意見が出されています。まずNo.1の市民参画の実施方法については、2以上の方法ということで現行どおりでよろしいでしょうか。No.2ガイドラインに列挙する市民参画の方法についても、現行どおりということでよろしいでしょうか。No.3については、先ほどの話にもございましたとおり、（5）にある「（応募者がいない場合も含みます。）」と、（6）のAにある「（5）で公募枠を設けていない場合」の表現について整合性を取っていただいた方がいいということです。こちらはNo.4とも関連がありますので、No.3、4と合わせて御審議いただければと思います。No.5の市民参画の方法（4）ワークショップの実施については、内部でマニュアル等を作って精査していただきたいということでございます。No.6の市民参画の実施結果の公表方法については、マニュアルの中に別に記載があるのでそれに準じていただきたいということで、これも現行どおりで良いということですので、後ほど、御審議いただくのはNo.3とNo.4についてとして、皆さんの御意見をお伺いすることにしたと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

伊藤委員 先ほど、柳田委員がおっしゃったように（５）の「（応募者がいない場合も含みます。）」という部分は除きまして、（６）アにある「（５）で公募枠を設けていない場合」を「応募者がいない場合」等と適切な表現で書き直していただいた方がよいのではと思います。

事務局（佐藤課長） 今の伊藤委員の御指摘の件ですが、審議会その他の附属機関に必ず公募枠があるわけではないので、公募枠がある審議会その他の附属機関で公募したけれども応募がなかった場合について、書き直すのであれば、応募がなかった場合、公募枠を設けていない場合というふうに両方を列記しなければならないかと思えます。

伊藤委員 全てに公募枠があるものと思っていました。

佐藤委員長 時間も経過しておりますので、No. 3、4については、もう少し精査して改めて御意見を伺うということにさせていただきたいと思えます。

佐藤委員長 次は、パブリックコメントに係る意見です。

（資料に基づき説明）

佐藤委員長 これらは市の方に対する意見ということになりますが、事務局から御回答はございますか。これについては、皆さんからの御意見を伺うというよりも市の方の対応ということだと思いますので、市の方から後ほど回答いただくという形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

佐藤委員長 次は、その他の意見です。

事務局（上山係長） ガイドラインに係る意見について御審議いただきまして、パブリックコメントに係る御意見に入っているところですが、その他意見ではなく、パブリックコメントに係る意見について優先的に御審議いただければと思います。

佐藤委員長 パブリックコメントにつきましては、市の方で後ほど御回答いただくということです。

事務局（上山係長） 失礼しました。今日はパブリックコメントに係る意見までということをお願いいたします。

事務局（佐藤課長） 今日は、項目ごとに整理した内容を委員の皆様にお示ししているところでございますが、パブリックコメントに係る意見につきましては、ただ今、委員長から市の考え方を後日説明するようということでしたので、その他の意見や質問につきましても事務局として見解を述べることで、市として考えをお示しすべき内容等ございますので、次の委員会で我々から説明したうえで、それに対して委員の皆様からの御意見を頂戴できればと思っておりますので、次回の委員会で審議を深めていただきたいと思います。

- 葛巻委員** 事前に提出できなかった意見がありますので、追加で入れていただきたいのですが、市民参画は市の作ったものに対して市民が参画して行政に意見を述べるという形ですが、例えば南部杜氏伝承館リニューアルのように計画を作る前のまっさらな状態で市民と議論したり、市民や市民団体が新しい課題を出したり市の政策や制度に前もって関わったり、課題自体を市民が提言したりする等して参画の範囲を広げた方がいいのではないかと思います。今すぐ反映するという事ではないですが、検討していただきたいと思います。
- 佐藤委員長** 市民参画というのは、そもそも市政でこういうことをしたいというものに対して、市民から意見を聴くということが趣旨だと思いますので、全く白紙の状態意見を聴くということとはまた違うと思います。
- 葛巻委員** 市民参画は、行政の作ったものに対して意見するだけだということですか。
- 佐藤委員長** 原案に対して市民から意見を聴いてそれを市政へ反映させるということだと思います。
- 葛巻委員** 市民参画は、それだけのためのものということですか。
- 市村地域振興部長** 様々な御意見があると思いますが、市では市民の皆さんから御意見を聴くという様々な取り組みをしています。市全体の広聴活動、市政懇談会やまちづくり懇談会、市長へのメール、はがき等がありますので、こういう取り組みをしていますということと、市民参画の全体について分かる形でお示しして、個の意見であっても市に対して申すことができるということ、次回の委員会でお示ししたいと思います。
- 伊藤委員** 以前、石鳥谷の道の駅の活性化についてをテーマにしたワークショップが何回か開かれました。その時に、南部杜氏伝承館の来客数減少についてどうしたらいいか、りんどう亭、産直にどうしたら人が集まるかということ等多くの意見が出ました。道の駅は県のものですが、その中で市が取りかかれるものは何かということで、多くの意見の中から南部杜氏伝承館のリニューアルを市として取り上げたのかと思っています。これは、市の方から話が出たのではなく、ワークショップでの市民の意見からそういう話が出てきているのではないかと思います。
- 佐藤委員長** 部長からも話があったように、市政への関わり方は色々あるということですので、次回の会議でその辺を御説明いただいて、認識をしていただければと思います。
- 土田委員** 次回お示しいただく市の考え方と職員チームの考え方は一緒ですか。
- 高橋委員** 基本的なことなのですが、パブリックコメントに係る意見の No. 3 で、意見提出期間は原則 30 日以上としています。これは法律で決まっているのですか。もし、法律で決まっているのであればそれを示していただきたいのと、法律で決まっている場合、提出期間を短縮することはできるのかということ、また、今まで市が行ってきた 30 日間のパブリックコメントでは、30 日ぎりぎりにならないとなかなか意見が出ないのか、期間半ばで意見はだいたい出されているのか分かる資料をお願いしたい。
- 佐藤委員長** では、事務局にはそれも併せて、次回の委員会をお願いいたします。

その他、全体について何かありますか。

板垣委員

今回の委員会にあたって意見を提出したところ、皆さんと議論を深めていく中で自分の軽率さを思い知った部分があり、大変すみませんでした。でも、審議会はやはりこのような議論が大切だと思いますので、今日は大変貴重な時間を過ごさせていただきました。ありがとうございました。

竹村委員

公表の仕方の話で、各振興センター等に置いているということでしたが、これは公表の第一段階であって、内容を知ってもらうためにはもう少し努力が必要だと思います。私はコミュニティ会議におりますが、振興センターに設置された後のほこりまみれになったものを処分している立場で、いつもこれでいいのかという疑問を感じます。配置場所に置いたから、ホームページに掲載したからもういいというのでは、少し問題があるかと思います。もう一步、例えばコミュニティ会議の事務局長に宣伝するということがあっていいのではないかと思います。

川村委員

前回、欠席してしまいまして流れをつかめないところがありましたので、今回皆さんのお話を聞いて大変勉強になりました。なるべく欠席しないで、出席したいと思います。

千葉委員

ガイドラインの話に戻りますが、No. 5 市民参画の方法（４）ワークショップの実施について、ガイドラインで定義付けをしてしまうと、なかなか意見が自由に言えなくなるのではないかと思います。定義付けをしないで、自由に話をさせれば、ワークショップのグループにいるリーダー、サブリーダーが意見を出しやすいようにまとめるので、逆に定義付けをしない方がよいのではと私は思いました。

佐藤委員長

ガイドラインで定義付けは行わないで、ワークショップの内容を市がマニュアル等を作りながら、検討していくということにしましたので、大丈夫です。

小松原委員

今回の委員会では、事前に市の方からガイドラインの見直しについて意見を書くよう話がありました。何を書くべきか逡巡して迷いましたが、期限は守りたいと思いましたし、意見を出せなくても委員としては出席したいと思いました。今回は意見を書くために、何度もガイドラインを読みました。そして、私の力量ではガイドラインの課題を見つけるのは難しいと書いてから、ふっと思ったこととして自由に意見を書きました。市民参画はとてもいいことですが、委員になる前は市民参画の委員会が開催されていることも知りませんでした。ですから一般市民の方も委員になる前の私のように知らない方が多いのではないかと思います。それで、市民参画の実施結果の公表方法が気になり、そのことについて意見を提出しました。一番目につきやすいので、市の広報で公表することは非常に良いと思います。ホームページでの公表については現代社会では一般化していますが、私は見る手段がありません。ですから、ホームページを見る人も、もしかしたら限られているかも知れません。それで、その他効果的に周知できる方法は何かということをも具体的にして、より多くの市民の目につくような方法で公表すればいいのではないかと考えたことになりました。例えば、広報に市民参画のコーナーを作るとか、皆さんにより周知するような方法がないものかと思いました。各施設に配置するのも一つの方法かと思いますが、その他にもより多くの市民に知ってもらうために公表の方法を吟味した方がよいと感じました。

佐藤委員長 柳田委員、何かありますか。

柳田委員 ありません。

佐藤委員長 葛巻委員、何かありますか。

葛巻委員 ありません。

佐藤委員長 皆さん、色々を御意見をいただきましてありがとうございました。またこれを受けて、次回の委員会で御審議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。資料の最後に、質問として2項目ございますが、これについても次回の課題としたいと思います。それでは、長時間にわたり、ありがとうございました。なお、委員の皆さん、大変お忙しいと思いますが、次回の委員会の御案内をいたしましたらぜひ御出席いただきますようお願いいたします。次回はいつの開催になりますか。

事務局（上山係長） 次回の委員会ですが、11月中旬から下旬を予定しております。近くなりましたら、御案内を差し上げますのでよろしくお願いいたします。

佐藤委員長 それでは、次回の委員会は11月中旬から下旬にかけてということでございます。御案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第5回花巻市市民参画・協働推進委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（閉会 午前12時10分）